

## 入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 7年 6月 27日

白石市長 山 田 裕 一

### 1 条件付一般競争入札に付す事項

- (1) 工 事 名 令和7年度 スマートインターチェンジ事業に伴う簡易水道切替工事
- (2) 工事場所 白石市大平中目字古屋敷 地内 ほか
- (3) 工事概要 施工延長 L=415m  
1. ポリエチレン管布設 φ30 L=227.2m  
2. ポリエチレン管布設 φ20 L=187.8m
- (4) 工 期 契約日の翌日 から 令和 7年12月12日 まで
- (5) 支払条件 前金払40%以内、中間前金払20%以内及び残額竣工払い  
(当該工事の請負代金額が1,000万円未満の場合は中間前払金はなし。)
- (6) 入札方式 条件付一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和7・8年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 白石市内に本店、支店又は営業所等のいずれかを有し、「水道施設工事」に係る建設業の許可を受けていること。
- (2) 白石市競争入札参加資格登録の等級が、水道施設工事C等級以上に属すること。
- (3) 次のいずれにも該当する技術者を工事現場に配置できること。
  - ① 入札の参加申請のあった日の前日までに、2級土木施工管理技士、若しくはこれと同等以上の国家資格を有する者。
  - ② 入札の参加申請があった日の前日から起算して、3月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (5) 白石市から建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年白石市告示第32号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 当該工事に係る仕様書、設計図書を開覧していること。
- (7) 白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号）別表1各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は、開覧前に財政課から現場説明開覧調書を受取るか、又は市ホームページに掲載されている仕様書、設計図書を開覧後、現場説明開覧調書を財政課に提出すること。  
提出がない場合は、入札に参加出来ません。

### 3 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、設計図書等を閲覧に供する。

#### (1) 閲覧の期間及び時間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月9日（水）まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）  
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### (2) 閲覧場所

白石市役所3階財政課前及び市ホームページ  
希望者には、当該工事に係る仕様書、設計図書等を貸出しする。

### 4 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付けてある又は市ホームページに掲載されている質問書に記入し、持参又はFAX等により財政課に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、閲覧場所で閲覧に供する。

#### (1) 質問の受付期間及び時間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月7日（月）まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）  
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### (2) 回答の閲覧期間及び時間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月10日（木）まで  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）  
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 5 入札参加資格の確認

#### (1) 現場説明閲覧調書提出期間等

① 受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月9日（水）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

② 提出場所 白石市総務部財政課（〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号）  
**提出方法は、上記提出先への持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送（郵送の場合は、受付期間内での必着）とする。**

#### (2) 入札参加の審査等

不適格者についてのみ、令和7年7月10日（木）まで午後5時までにFAXにより申請者に通知します。

### 6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月11日（金） 午前10時15分

(2) 場 所 白石市役所3階 第3会議室

### 7 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者も含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

### 9 工事内訳書の提出について

(1) 初度の入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、工種・数量・単価・金額等を最低限記載すること。なお、工種については設計書の内容に対応していること。

## 10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、当該最低制限価格より低い価格の入札した者は、再度の入札に参加することができない。
- (2) 入札回数は3回を限度とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

## 11 契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市建設工事執行規則第22条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し又は提供すること。

## 12 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

## 13 その他

- (1) 入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）の規定に該当するときは、市議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるため、それまでは仮契約の締結を行う。
- (3) その他不明な点についての照会先は次のとおり

白石市総務部財政課契約係  
電話0224-22-1332（財政課直通）  
FAX 0224-24-4861